

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和6年 6月21日  
午前10時25分 開議  
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 報告事項【企画部関係】

①2023年度ふるさとの納税の実績について

(2) 報告事項【消防本部関係】

①消防救急無線デジタル化整備における談合対応について

3、陳情・要望等審査

(1) 自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出すること (陳情)

4、その他

(1) 所管事務調査について

(2) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長 芦 田 宏 治

副委員長 山 本 数 博

委員 南 澤 克 彦

委員 田 邊 介 三

委員 熊 高 昌 三

委員 秋 田 雅 朝

委員 大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 先 川 和 幸

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (8名)

市長職務代理者副市長 米 村 公 男 企 画 部 長 高 下 正 晴

【速報版】

消 防 長	吉 川 真 治	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一
消 防 総 務 課 長	田 中 真 二 郎	警 防 課 長	小 笠 原 祐 二
政 策 企 画 課 地 方 創 生 推 進 係 長	藤 堂 洋 介	警 防 課 通 信 指 令 係 長	河 野 円

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

事 務 局 長	高 藤 誠	主 任 主 事	山 口 渉
---------	-------	---------	-------



午前 10時25分 開会

- 芦田委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより第17回総務文教常任委員会を開会いたします。
- 本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2件の報告事項、1件の陳情要望等の審査を行います。
- 審査に先立ち、市長職務代理者、米村副市長から挨拶を受けます。
- 米村副市長。
- 米村副市長 おはようございます。
- 本日は会議日程にあります、2件の報告事項を報告させていただきます。
- 詳細については、担当の職員が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 芦田委員長 それでは、議事に入ります。
- これより企画部に係る報告を受けます。
- 2023年度ふるさと納税の実績についてを議題といたします。
- 執行部より説明を求めます。
- 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 2023年度ふるさと納税の実績について報告します。1ページをお開きください。
- 2023年度は、寄附額4億4,562万2,432円、件数は2万3,599件でした。
- 続いてグラフを御覧ください。
- 2016年度のポータルサイト導入をきっかけに寄附額が伸び始め、2019年度には鶏肉を返礼品として登録した結果、飛躍的な伸びにつながりました。
- 2020年度は、国のルールに合わせて寄附額等を見直したことで減少となりましたけれども、以降は微増で推移しております。
- 2023年度につきましては、SNS等での情報発信が本市の認知度向上につながり、寄附額が前年比2.2倍と大幅な増加となりました。
- 2ページをお開きください。
- 返礼品として選ばれた上位3部門は、鶏肉、食品・飲料品、米の順になっております。これは昨年度と同様の傾向でございます。
- なお、返礼品の選択件数の2023年度の合計2万4,878件と1ページの合計2万3,599件の差は、同一の方が複数の返礼品を申し込んだことによるものです。
- 2023年度の取組の振り返りとしては、新たな返礼品を67品、新規事業者を12社、追加することができました。
- 寄附額を伸ばすため新しい受入れサイトを4つ増やしたほか、神楽公演でございますとか、ふるさと応援の会にチラシを配布するなど、情報発信に力を入れてサイトへの誘導を行いました。
- また、安芸高田市サッカー公園整備プロジェクトを中心に寄附を募り、

サンフレパークの人工芝張替えを行いました。

2024年度の取組といたしましては、市内小学校の机・椅子の更新及び体育館の空調設備に活用していくとともに、引き続き本市の魅力を伝えることができる返礼品の充実を図り、動画などを用いて情報発信をしていきたいと考えます。

3ページを御覧ください。

市民が他自治体に寄附している状況を取りまとめています。

2022年度よりもやや増えております、ふるさと納税が全国的に浸透してきていることと判断しております。

下段は、企業版ふるさと納税の寄附額を取りまとめています。合計12社から3,581万円の寄附をいただいております。

寄附額は、3,381万円をサッカー公園整備プロジェクトに活用し、200万円をまち・ひと・しごと創生基金へ積立てを行いました。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 ふるさと納税の実績なんですけど、今回御報告いただいたのは受入額ということで、これは寄附された額かと思えます。このうち経費が約半分程度かかっているかと思えますので、純然たる市の歳入としてはどの程度になっているのかという数字を教えてくださいかと思えます。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 寄附額の実績額は経費込みの金額となっております。全体の寄附に係る経費率につきましては44.5%で、実際に市のほうに入っております金額は2億4,750万円となります。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 説明資料の2ページの(3)の2024年度の取組としてというところで、新規返礼品等をというところではあるのですが、今、総務省のほうで新規の返礼品の商品の審査をストップさせていると聞いているのですけれども、10月をめどに再開するというお話を先日聞いて、市としては現状こういった対応を取るというか、方針等は何か決めておられるのか、その辺を教えてください。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 審査のほうでストップするということは伺っておらず、現在も総務省のほうに、4月以降、新規登録の審査表のほうを送って審査をいただいております。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、2023年度ふるさと納税の実績についての報告を終わります。  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより消防本部に係る報告を受けます。  
消防救急無線デジタル化整備における談合対応についてを議題といた  
します。

執行部より説明を求めます。

小笠原警防課長。

○小笠原警防課長 それでは、消防救急無線デジタル化整備に係る談合対応について、説  
明します。説明資料1ページを御覧ください。

初めに、概要です。

2013年度に本市が発注した消防救急無線デジタル化整備において、発  
注者の西日本電信電話株式会社広島支店の下請業者であった株式会社富  
士通ゼネラルを含む無線製造業者5社による談合があったとして、公正  
取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が  
下されました。株式会社富士通ゼネラルは、この命令を不服とし、2017  
年8月に取消訴訟を提起し、係争中でしたが、本年3月21日に最高裁判所  
において上告が棄却され、敗訴が確定しました。

本市としては顧問弁護士と協議を重ねた結果、民事上の損害賠償請求  
については、損害賠償の算定が困難であることから、これを見送ってお  
ります。そして、このたびの株式会社富士通ゼネラルの敗訴確定を受け、  
独占禁止法上の損害賠償請求を検討していくことについて報告するもの  
です。

次に、経緯です。

2013年9月10日、消防救急無線デジタル化整備事業として、西日本電  
信電話株式会社広島支店と工事請負契約を締結しました。契約金額は4  
億8,222万4,000円です。

本契約の下請業者、株式会社富士通ゼネラルは、役務の提供として、  
無線機器の製造、納入を請け負いました。その後、2017年2月2日に公正  
取引委員会から株式会社富士通ゼネラルを含む無線機器製造業者5社に  
対し独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が下され、  
2017年8月1日に株式会社富士通ゼネラルは取消訴訟を提起しました。

取消訴訟の経過は資料のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

本市の対応経過です。

2019年12月から顧問弁護士と民法上の損害賠償請求について協議を重ね、東京地方裁判所に赴き、取消訴訟裁判資料の閲覧を行いました。顧問弁護士の見解は、本市の案件に対する談合を疑う記述は少なく、個別案件として不法行為の立証をすることは困難とのことでした。

そこで、市として民法上の損害賠償請求は見送り、独占禁止法上の損害賠償請求を検討することとし、引き続き取消訴訟の動向を注視していくこととなりました。

その後、本年3月21日に最高裁判所の決定により、株式会社富士通ゼネラルの敗訴が確定しました。この敗訴確定を受け、顧問弁護士へ相談し、独占禁止法上の損害賠償請求を行う方針となったものです。

次に、今後の対応です。

独占禁止法上の損害賠償請求について顧問弁護士と協議をしながら適切に進めていき、株式会社富士通ゼネラルが請求に応じない場合は、損害賠償請求訴訟の提起も検討していきます。市議会には今後も適切な時期に報告をまいります。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 損害賠償請求の金額については、契約上の契約金額の20%ということで理解してよろしいのでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

小笠原警防課長。

○小笠原警防課長 契約約款上の契約金額の20%を見込んでおります。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、消防救急無線デジタル化整備における談合対応についての報告を終わります。

ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、陳情要望等の審査に入ります。

自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの件を議題

といたします。

この陳情は、令和6年3月11日の総務文教常任委員会の審査において継続審査となったものです。

要旨について、改めて事務局より説明いたします。

高藤事務局長。

○高藤事務局長 それでは、陳情要望等の説明をします。

この件は、2024年1月24日付で教科書問題を考える市民ネットワーク広島共同代表4名の連名で提出されたもので、1月29日に受付、3月の委員会で継続審査となっています。

要旨としては、県内2市町を除く自治体が住民基本台帳情報を自衛隊隊員募集資料送付のためとして自衛隊に提供しているが、しかし、そのほとんどの該当者は自分の情報が自衛隊に提供されていることを知っていない、また、提供できないというようにすることができるのかどうかということも行政からの教示はない。そうしたことから、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外（オプトアウト）申請ができる制度をすることを求める意見書を執行部に提出することを陳情されています。

なお、安芸高田市の状況ですが、自衛隊からの情報提供の求めに対しては閲覧のみの対応で、磁気媒体や紙媒体での情報提供は行っておりません。閲覧については、住民基本台帳法にある国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に基づき、住民基本台帳の閲覧を許可しています。

そうした中、前回確認もありましたが、また陳情にもあります適用除外申請（オプトアウト）については、本市が自衛隊法97条第1項、自衛隊法施行令第120条によります情報提供、電気媒体や紙媒体での情報提供を行っていないことから、この制度は現在行っておりません。

引き続き御協議のほう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

意見のある方は発言をお願いします。

田邊委員。

○田邊委員 先ほど事務局長から説明がありました、安芸高田市では自衛隊への情報提供は紙媒体、電子媒体どちらも情報提供が行われておらず、今回の陳情内容に該当しないと思われまので不採択でよいと思います。

○芦田委員長 ほかに発言はありませんか。

〔発言なし〕

○芦田委員長

発言なしと認め、以上で意見を終了します。

それでは、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの件を起立により採択いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○芦田委員長

起立少数と認めます。よって、本件は不採択と決しました。

以上で、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

所管事務調査についてを議題といたします。

所管事務調査事項につきまして、1件の申出が出ております。

申出者の方に説明を求めます。

南澤委員。

○南澤委員

それでは説明いたします。お手元に配付しております所管事務調査申出書を御覧ください。

調査事項は、認定こども園基本構想作成業務についてです。

御承知のとおり、本件については2度にわたり予算の修正・削除をしておりますが、本年5月17日に専決処分でこれを決定し、5月27日より募集開始をしている案件です。

本定例会においても6月10日に専決処分の承認の議案が提出されており、議決としては不承認となっておりますが、その際、示されたスケジュールでは2030年の開園予定と提示されております。

今後の進め方について、7月7日の選挙で新しい市長が決まりますので、その市長の意向を確認しながら進めていく必要がある、調査していく必要があるということ、調査を開始したいのですが市長は決まっていますので、これは閉会中に行うべきではないかなと、継続調査をしていく必要があると考えております。

特に調査目的として、①番、現在出ている候補地以外の可能性についても調査する必要がある、②点目については2030年というスケジュールが出ましたけれども、それまでの間も土砂災害警戒区域内にあるということで、その対応も考えていく必要があるという、大きく分けて、その2点です、別の候補地と2030年までのリスクに対してどう対応するか。これについて執行部への聞き取り、あるいは関係各所への聞き取り調査が必要だと考えております。

説明は以上です。

○芦田委員長

ただいまの説明に対して意見はありませんか。

〔意見なし〕

- 芦田委員長 意見がないようですので、お諮りいたします。  
認定こども園基本構想作成業務についての所管事務調査を後日行うことに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。  
よって、会議規則第103条の規定により、議長に所管事務調査を行う旨の申出をいたします。  
以上で所管事務調査についてを終わります。  
続いて、閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
閉会中の継続調査については、先ほど決定した所管事務調査を実施した後、再度、御協議いただくことといたします。  
その他、皆さんから何かございませんか。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。  
なお、本日の委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら発言願います。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって第17回総務文教常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 10時51分 閉会